

# 利用上の注意

本編は、平成17年11月1日現在で実施した「平成17年特定サービス産業実態調査」のうち、クレジットカード業の調査結果について取りまとめたものである。

## 1. 特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

### 1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第113号）であり、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）によって実施される。  
なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

### 3. 調査の期日

平成17年特定サービス産業実態調査は、平成17年11月1日現在で実施した。

### 4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業（他に分類されないもの）」に属する、主として対事業所サービス及び対個人サービスの事業を営む事業所（又は企業）のうち、経済産業大臣が指定したものである。

平成17年特定サービス産業実態調査は、次に掲げる業種に属する事業を営む事業所又は企業を対象としている。

平成17年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類881 - 各種物品賃貸業、小分類882 - 産業用機械器具賃貸業及び小分類883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を営む事業所。
情報サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類391 - ソフトウェア業及び小分類392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を営む事業所。
クレジットカード業	日本標準産業分類に掲げる細分類6431 - クレジットカード業に属する業務を営む企業。
葬儀業	日本標準産業分類に掲げる細分類8361 - 葬儀業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち葬儀に関する業務を営む事業所。
フィットネスクラブ	日本標準産業分類に掲げる細分類7747 - フィットネスクラブに属する業務を営む事業所。
カルチャーセンター	日本標準産業分類に掲げる細分類7749 - その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）に属する事務を営む事業所。
結婚式場業	日本標準産業分類に掲げる細分類8362 - 結婚式場業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち婚礼に関する業務を営む事業所。
外国語会話教室	日本標準産業分類に掲げる細分類7745 - 外国語会話教授業に属する業務を営む企業。
新聞業、出版業	日本標準産業分類に掲げる細分類4131 - 新聞業及び細分類4141 - 出版業に属する業務を営む企業。

注:1. 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「 < 業

種事項>」を参照してください。

2.調査対象には、当該業務を主としないもの（兼業）を含む。

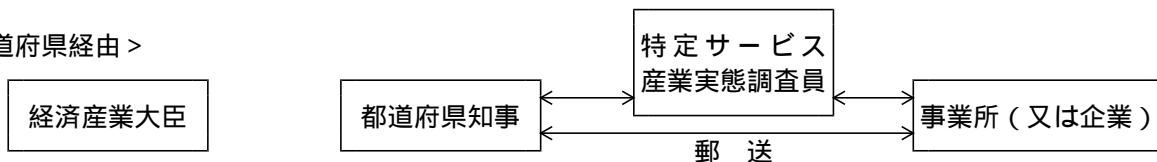
5.調査方法

都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び取集を行う方法

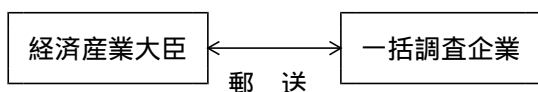
経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び取集を行う（経済産業省一括調査）方法

6.調査経路

<都道府県経由>



<経済産業省一括調査>



7.調査票の種類及び調査内容

平成17年特定サービス産業実態調査は、毎年調査である物品賃貸業、情報サービス業の2業種に、ローテーション業種（3年周期）である対個人サービス業（教養・生活関連産業）の7業種を加えた9業種についてそれぞれの調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8.公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約8か月後に公表、確報を約12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9.調査業種及び調査年次

特定サービス産業実態調査は、平成12年調査より、対事業所サービス業をビジネス支援産業として1年目に、対個人サービス業を娯楽関連産業と教養・生活関連産業に分割して、それぞれ2年目、3年目に調査を行う3年周期調査とすることとした。ただし、ビジネス支援産業のうち、物品賃貸業については、購入を中心とする形態からリースを中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業については、IT（情報）化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら2業種については毎年調査を行うこととしている。

調査業種及び調査年次

	平成15年調査	平成16年調査	平成17年調査
毎年調査業種	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業
3年周期調査業種 (ローテーション業種)	【ビジネス支援産業】 広告業 エンジニアリング業 デザイン業 環境計量証明業 ディスプレイ業 機械設計業 研究開発支援検査分析業 テレマーケティング業	【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場（テニス練習場を含む。） ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場（貸しホールを含む。） 映画制作・配給業、ビデオ発売業	【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業

特定サービス産業実態調査は、昭和48年の調査開始以降、平成17年までに31業種について調査を実施している。

各年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照してください。

## ・クレジットカード業 <業種事項>

### 1.調査対象の範囲

クレジットカード業の調査対象は、クレジットカードを発行し、会員（消費者）が加盟店から商品、サービスを購入する際の信用保証、購入代金の立替払い、会員に対する請求・集金などの業務を営む事業所を有する企業のうち、クレジットカード業務の会社系統が、銀行系、信販会社、中小小売商団体、百貨店・量販店、流通系、電機メーカー系、電器製品小売専門店、石油元売会社等の企業（これらの業務を主業としていない企業も含まれる。）がクレジットカード業の調査の対象となる。

なお、代金回収だけといった一部の業務しか行っていない場合、また、通信販売会社、訪問販売会社、自動車ディーラー、自動車メーカー系クレジット会社、信用保証会社、民間金融機関、消費者金融会社は、クレジットカード業の調査の対象から除外している。

### 2.統計表の事項の説明

(1) 企業数は、調査結果の集計事業所数である。

(2) 経営組織別とは、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合名会社及び合資会社を「会社」、前記以外のものを「会社以外の法人・団体」という。「個人」とは個人で事業を営んでいるものをいう。

(3) 資本金額（又は出資金額）は、平成17年11月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) 従業者数は、平成17年11月1日現在の数値。

企業の従業者数とは、当該業務以外の従業者及び他の企業へ出向・派遣した者（送出者）を含み、他の企業から出向・派遣された者（受入者）を含まない。

クレジットカード業務に従事する従業者数（他の企業に送出した者及び他の企業から受け入れた者は含まない。）

ア 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」

a 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」のうち

「個人事業主」とは、個人経営の事業主で、実際に企業の当該業務に従事している者。

「無給家族従業者」とは、個人事業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の当該業務に常時従事している者。

「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「法人・団体」等の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者。

b 「常用雇用者」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している者」又は「平成17年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「正社員、正職員」、「パート・アルバイト等」に区分される。

c 「臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「部門別従業者数」は、当該業務に従事する部門別の従業者数をいいます。

a 「管理・営業部門」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務に従事する者。

b 「データ管理部門」とは、顧客情報等のデータの整理・管理などの業務に従事する者。

c 「審査部門」とは、クレジットカードを発行する際の審査等の業務に従事する者。

d 「その他」とは、前記以外の業務に従事する者。

出向・派遣者（受入者・送出者）とは、クレジットカード業務に従事するために他の企業から又は他の企業へ「受入・送出」した出向・派遣者をいう。

(5) 就業者数は、平成17年11月1日現在の数値。

就業者数とは、企業の従業者のうち当該業務に従事する者及び当該業務に従事させるため他の企業から受け入れた者（出向・派遣者）の計。

(6) 年間売上高（年間取扱高）は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体の売上高及び当該業務の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。

(7) 営業収入額は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間に得た当該業務（販売信用業務、消費者信用業務）の営業収入額で、会員からの収入（入会金収入、会費収入、手数料収入、金利収入）及び加盟店からの加盟店手数料の合計額。

(8) 産業別の加盟店数及び年間売上高は、当該業務を営む企業が開拓した加盟店の店数と販売信用業務の年間売上高（年間取扱高）を産業別に区分している。

(9) 提携カード発行枚数及び提携企業数は、当該業務を営む企業が発行した提携カードの発行枚数及び提携先企業数である。

(10) 年間営業費用は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の企業全体及びクレジットカード業務の「給与支給総額」、「広告・宣伝費」、「賃借

料」、「貸倒引当金繰入額」及び「その他の営業費用」の計（消費税額を含む）。

「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額（税込み）。なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト」、「臨時雇用者」の給与、当該企業で主として「給与を支払っている出向者」の給与を含む。

「広告・宣伝費」とは、企業独自で実施した広告・宣伝費。

「賃借料」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「土地・建物」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「機械・装置」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」など。

「貸倒引当金繰入額」とは、売掛金、貸付金などの貸金の貸倒による損失見込額。

「その他の営業費用」は、上記～以外の営業費用で以下のもの。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、減価償却費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(11) 年間営業用有形固定資産取得額は、企業において平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産（「機械・設備・装置」、「土地」・「建物・その他の有形固定資産」）の額（消費税額を含む）。

「機械・設備・装置」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の器具、機械、備品などの購入費用。

「土地」は、土地の購入費用及び既存の土地整備費用。

「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

### 3.回収状況

回収率は以下のとおり。

調査対象企業数	調査票回収数	回収率	集計企業数
368	359	97.6%	358

注1. 調査対象企業数、調査票回収数及び集計企業数には、廃業、転業及び休業企業を含まない。

注2. 回収率は、調査票回収数÷調査対象企業数により算出。

### 4.記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下の通りである。

「-」は該当数値なし、「...」は不詳（調査していないもの）、「0」は単位未満、「」はマイナスの数値を表している。

「」は、1又は2である企業に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、企業数が3以上であっても1又は2の企業の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

### その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成17年特定サービス産業実態調査報告書 クレジットカード業編」による旨を明記してください。

2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いいたします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号  
経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室  
電話 03(3501)1511 (内線 2898)、03(3501)3892 (ダイヤルイン)  
統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。